

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業【新規】

R 7 予算額：36,202千円

資料11

目 的

令和 6 年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設された。本資格は児童養護施設等の現場で働いている者が、研修の受講等を経て取得するものであり、これらの研修等の参加を促進し、児童養護施設等における相談支援等の質の向上を図る。

事業概要

＜対象施設＞ 児童養護施設、乳児院、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム、母子生活支援施設

1 研修受講費等の資格取得費用に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカーの受講対象となる職員が資格取得のために研修に参加する場合に、研修受講料、研修受講料に係る旅費、研修受講者の勤務先において研修受講期間中の代替職員を確保するための雇上費を補助する。

【補助基準額】

(1)研修受講料（児童福祉法施行規則第 5 条の 2 の 8 の各号該当により異なる）

①第 1 号に該当 187,000円 ②第 2 号に該当 236,000円 ③第 3 号に該当 258,000円 ④第 4 号に該当 346,000円

(2)研修受講に係る旅費

研修受講者 1 人あたり 128,000円

(3)研修受講期間中の代替職員の配置費用

1 日あたり 8,620円 ※受講者 1 人につき合計で22日まで

2 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習（研修の一環）を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【補助基準額】

代替職員 1 人あたり日額8,620円

3 補助率

10/10（国 2 / 3、都 1 / 3）※資格を有する職員を配置する場合の当該職員に係る加算（手当）については、措置費において支弁する。